

第1章 調査の背景と目的

第1節 調査の背景と目的

現在、医療関連サービスの市場は、病院の経営効率化に伴うアウトソーシングの動きから、一層の拡大と多様化が進んでいる。

財団法人医療関連サービス振興会では、医療関連サービスのうち法定8業種については医療関連サービスマークを認定交付している。しかし、サービスマーク対象以外の業種についても病院業務の外部化が一段と進み、市場が急拡大するなど、大きな変化がみられる。

このような背景の下で、本調査では、今後成長が期待される各種医療関連サービス事業（サービスマーク対象外事業も含む）としてどのような業種があるかその種類と定義を把握・整理し、医療関連サービス全体の枠組みを再整理するとともに、各業種における事業者数、市場規模等の現況及び将来動向の予測を行い、サービスマーク制度振興の基礎資料とともに、サービス事業者の今後の事業展開の参考に資するものとする。

図表1 医療関連サービスの種類

①医療法施行令で定める業種 (医療関連サービスマークサービスマーク認定業種)	・在宅酸素供給装置保守点検 ・病院寝具類洗濯 ・患者搬送 ・検体検査 ・院内医療機器保守点検	・滅菌消毒 ・患者給食 ・院内清掃 ・医療用ガス供給設備保守点検
②その他の医療関連サービス	・医療廃棄物処理 ・院内物品管理 ・患者食宅配 ・医療情報サービス ・緊急通報サービス	・医療事務 ・在宅医療サポート ・院内情報コンピュータシステム ・医業経営コンサルティング

(注) 表内の各業種は、財団法人医療関連サービス振興会で実態調査を行っている医療関連サービス

第2節 調査の視点

本調査では、以下の視点にもとづいて研究・分析を行った。

- ①介護保険の導入、事業の多様化による医療関連サービスの見直し
- ②規制緩和や法制度改正をにらんだ市場の将来性の分析

①介護保険の導入、事業の多様化による医療関連サービスの見直し

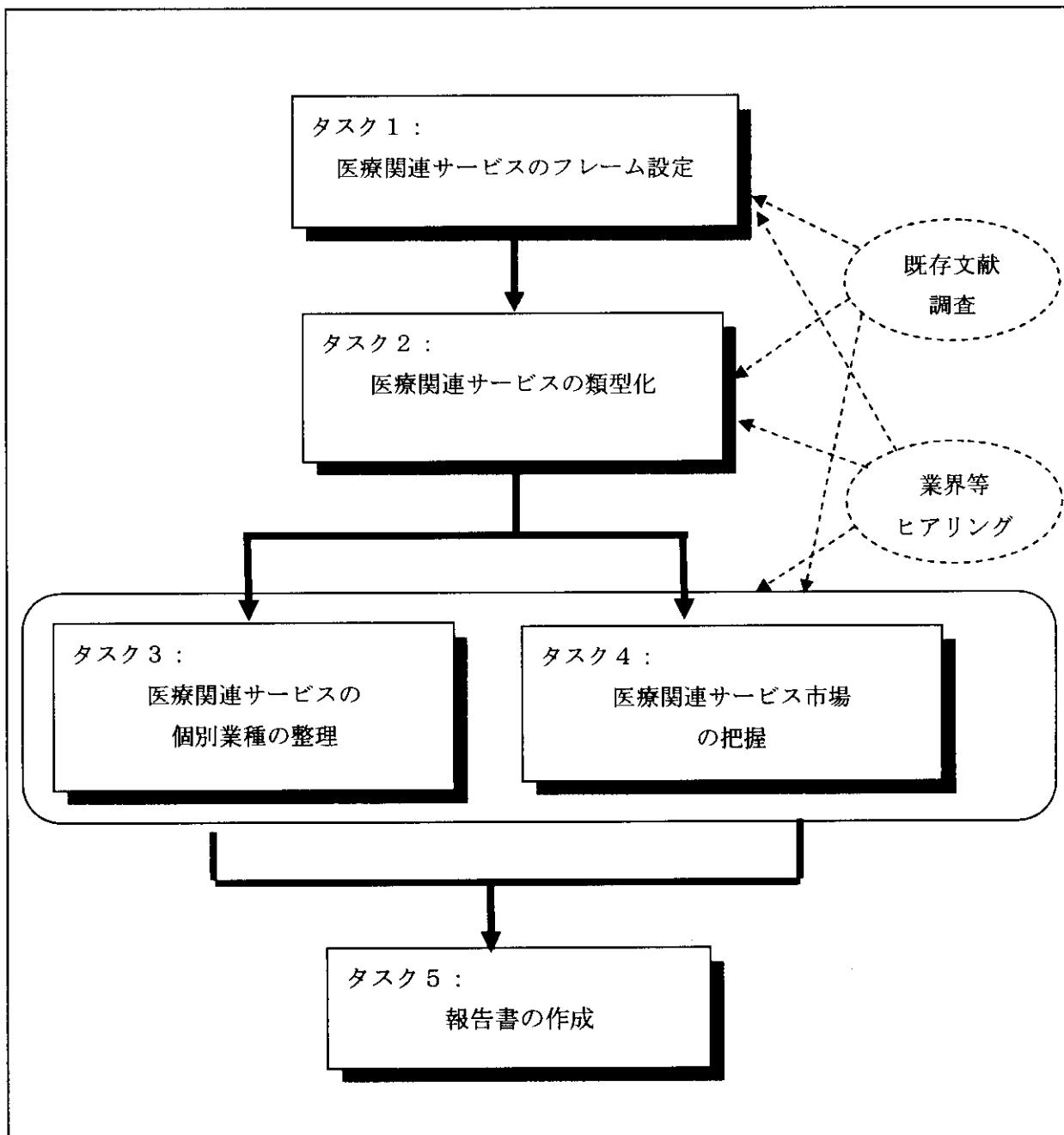
厚生労働省の1996年「健康・福祉関連サービス産業統計調査」は、介護保険前に実施されたものであり、ここで掲げられた福祉関連サービスのほとんどは介護保険に組み入れられた。また、近年は事業の多様化により医療関連サービスの種類そのものが増加している。本調査では、介護保険導入による介護保険サービスとの関連などを踏まえながら、医療関連サービスのフレームの見直しを図った。

②規制緩和や法制度改正をにらんだ市場の将来性の分析

医療分野では近年、さまざまな規制緩和や法制度の改正が行なわれている。これまで民間企業が参入できなかつた業種が参入可能となつたほか、診療報酬の改正で、医療機関の管理運営や設備投資にかかる費用（いわゆるホスピタルフィー）が点数化されるなどの動きがみられる。また、今後は保険者機能の強化を目的とした保険者に対する規制緩和なども進められる。本調査では、こういった緩和・改正の動向をにらみつつ、将来拡大する、あるいは発現しうる医療関連サービスを把握した。

第2章 調査の概要

本調査は以下のステップに沿って実施した。



本調査では、①既存統計資料の収集・整理、②業界関連団体へのヒアリング、③業界関連大手企業へのヒアリングを行い、これらの情報をもとに、医療関連サービスのフレームワークを策定、市場の現状を把握、将来の需要の予測を行った。

ヒアリング実施先業種は以下のとおりである。

図表2 往訪先業種一覧

区分	業種
医療関連サービスマーク認定業務	医療用ガス供給設備保守点検
	在宅酸素供給装置保守点検
	患者給食
	臨床検査（検体検査）
	滅菌消毒
	病院寝具類洗濯
	院内清掃
	医療機器保守点検
	患者搬送
その他の業種	医療事務
	医療廃棄物処理
	患者食宅配

なお、本報告書の構成は以下のとおりとなっている。

第3章 サービス全体の枠組み

ここでは、医療関連サービスの枠組みを設定し、既存の業種の位置付けを行った。

第4章 医療関連サービスの市場規模

既存統計、ヒアリングなどをもとに、医療関連サービスマーク認定9業務を中心に、業種ごとの参入企業数、市場規模、将来展望などをまとめた。

第5章 まとめ

以上の結果をもとに、本調査で得たことを概観するとともに、業界の展望や課題についてとりまとめた。

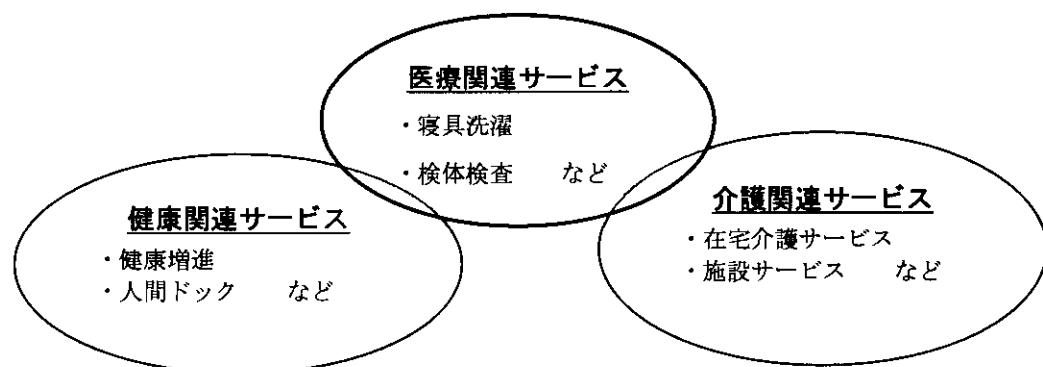
第3章 医療関連サービスの全体フレーム

第1節 サービス全体の枠組

1. フレームの設定にあたって

医療関連サービスのフレーム設定にあたっては、医療・介護・健康の3つの側面から捉えることとし、またその際に、以下の条件に照らし合わせながら設定を行うものとする。

図表3 医療関連サービスの位置付け



【フレーム設定時の条件】

- ①医療行為に直接・間接的に関与するもの
- ②医療機関や福祉施設などを顧客とするもの
- ③これらの最終ユーザーである患者を顧客とするもの
- ④費用の支払い者である保険者を顧客とするもの

2. 既存統計・文献等における医療関連サービス

現在、医療関連サービスとして、「医療法施行令第4条の7」において「診療等に著しい影響を与える業務」（「医療法第15条の2」にこれら業務を委託する場合は厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならないと規定される病院、診療所又は助産所の業務）として定められているものが以下の8業種である。

- ・人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査又は生化学的検査の業務 **《検体検査》**
- ・医療用具又は医学的処置若しくは手術の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務 **《滅菌消毒》**
- ・病院における患者、妊婦、産婦又はじょく婦の食事の提供の業務 **《患者給食》**
- ・患者、妊婦、産婦又はじょく婦の病院、診療所又は助産所相互間の搬送の業務及びその他の搬送の業務で重篤な患者について医師又は歯科医師を同乗させて行うもの **《患者搬送》**
- ・厚生労働省令で定める医療機器の保守点検の業務 **《院内医療機器保守点検》** **《在宅医療機器保守点検》**
- ・医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務 **《医療用ガス供給設備保守点検》**
- ・患者、妊婦、産婦若しくはじょく婦の寝具又はこれらの者に貸与する衣類の洗濯の業務 **《寝具類洗濯》**
- ・医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産婦の業務の用に供する施設又は患者の収容の用に供する施設の清掃の業務 **《院内清掃》**

財団法人医療関連サービス振興会では、上記法令で定める業務のほか、「主な医療関連サービス」として以下のものを加えている。

- ・医療廃棄物処理
- ・医療事務
- ・院内情報コンピュータ・システム
- ・医療情報サービス
- ・院内物品管理
- ・医業経営コンサルティング
- ・在宅医療サポートサービス（訪問服薬指導、訪問看護）
- ・患者食宅配サービス
- ・緊急通報サービス

そのほか、

「医療経済実態調査」(2001年6月)で掲げられた業務

- ・検査
- ・患者用給食
- ・寝具類洗濯・賃貸
- ・病衣洗濯・賃貸
- ・医療用廃棄物
- ・歯科技工
- ・医療事務
- ・その他

(注)網掛けは法定8業種。以下同。

「健康・福祉関連サービス産業統計調査」(1996年)の医療関連サービス一覧

- ・検体検査サービス
- ・医療用具等滅菌消毒サービス
- ・患者給食提供サービス
- ・患者搬送サービス
- ・医療機器の賃貸サービス
- ・医療機器の保守点検サービス
- ・医療機器の修理サービス
- ・寝具類洗濯（リネンサプライ）サービス
- ・院内清掃サービス
- ・医療関連事務・情報管理業務サービス

特別医療法人が行なうことができる収益事業

- ・物品販売業（医薬品、医療用具、医薬部外品、介護用品、介護機器等）
- ・物品貸付業（寝具、おむつ、ベッド、介護用品、介護機器、医療用具）
- ・一般飲食業
- ・請負業（配食サービス、医療経営相談（コンサルタント等）、診療報酬請求事務、家族等への宿泊サービス、医療廃棄物処理、消毒業務、医療機器の保守及び医療用ガス供給設備保守点検、施設の清掃業務）
- ・運送業（患者等の搬送に関わるもの）
- ・情報サービス業（医療に関する情報サービス業）
- ・理容業・美容業
- ・クリーニング業
- ・浴場業
- ・駐車場業（遊休資産を活用したもの）

などが医療関連サービスを把握する際の参考となる。

また、医療関連サービスの範囲を定める際に留意すべき分野が「介護・福祉関連サービス」ならびに「健康関連サービス」の分野であり、これらについては、明文化あるいは定義されたものとしては以下のものがある。

【介護・福祉サービス】

「介護保険法」第7条の5で定める「居宅サービス」

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・痴呆対応型共同生活介護
- ・特定施設入所者生活介護
- ・福祉用具貸与

「健康・福祉関連サービス産業統計調査」(1996年) の在宅福祉サービス一覧

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・訪問入浴サービス
- ・在宅配食サービス
- ・福祉用具の賃貸・販売サービス
- ・緊急通報サービス
- ・移送サービス
- ・日帰り介護（デイサービス）
- ・短期入所生活介護（ショートステイサービス）
- ・寝具乾燥消毒サービス（在宅高齢者・障害者向け）

【健康関連サービス】

「健康・福祉関連サービス産業統計調査」(1996年) の健康増進サービス一覧

- ・運動型健康増進施設（アスレチッククラブ、フィットネスクラブなど）
- ・温泉（温水）利用型健康増進施設（クアハウス、健康ランドなど）

3. 現在の業界動向からみた医療関連サービス

さらに、医療関連サービス分野で多角的に事業展開している企業の事業内容から、あらたな医療関連サービスが浮かび上がる。

セコム・グループが手がける医療関連サービス

医療関連サービス	介護・健康サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・輸液調剤・宅配サービス ・遠隔画像診断支援サービス ・オンライン在宅医療支援システム ・在宅医療向け電子カルテシステム ・医療保険 ・医療機器販売 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護サービス ・在宅介護 ・健康食品開発・販売 ・福祉機器事業 ・高齢者施設運営 など

日本医療事務センターが実施する医療関連サービス

医療関連サービス	介護サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・人材派遣（オペレータ、クリーク、受付、会計、医療秘書、電話交換） ・医療事務技能教育研修 ・レセプト、医事電算、諸法請求業務 ・院内物品管理 ・院内コンピューティングシステム ・クリニック・パス作成支援 ・診療情報管理室業務 ・病院経営支援事業 ・調剤薬局 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援 ・ホームヘルプ ・介護サービス事業者支援（介護保険事務員派遣、コンピュータシステム、教育・相談など） など

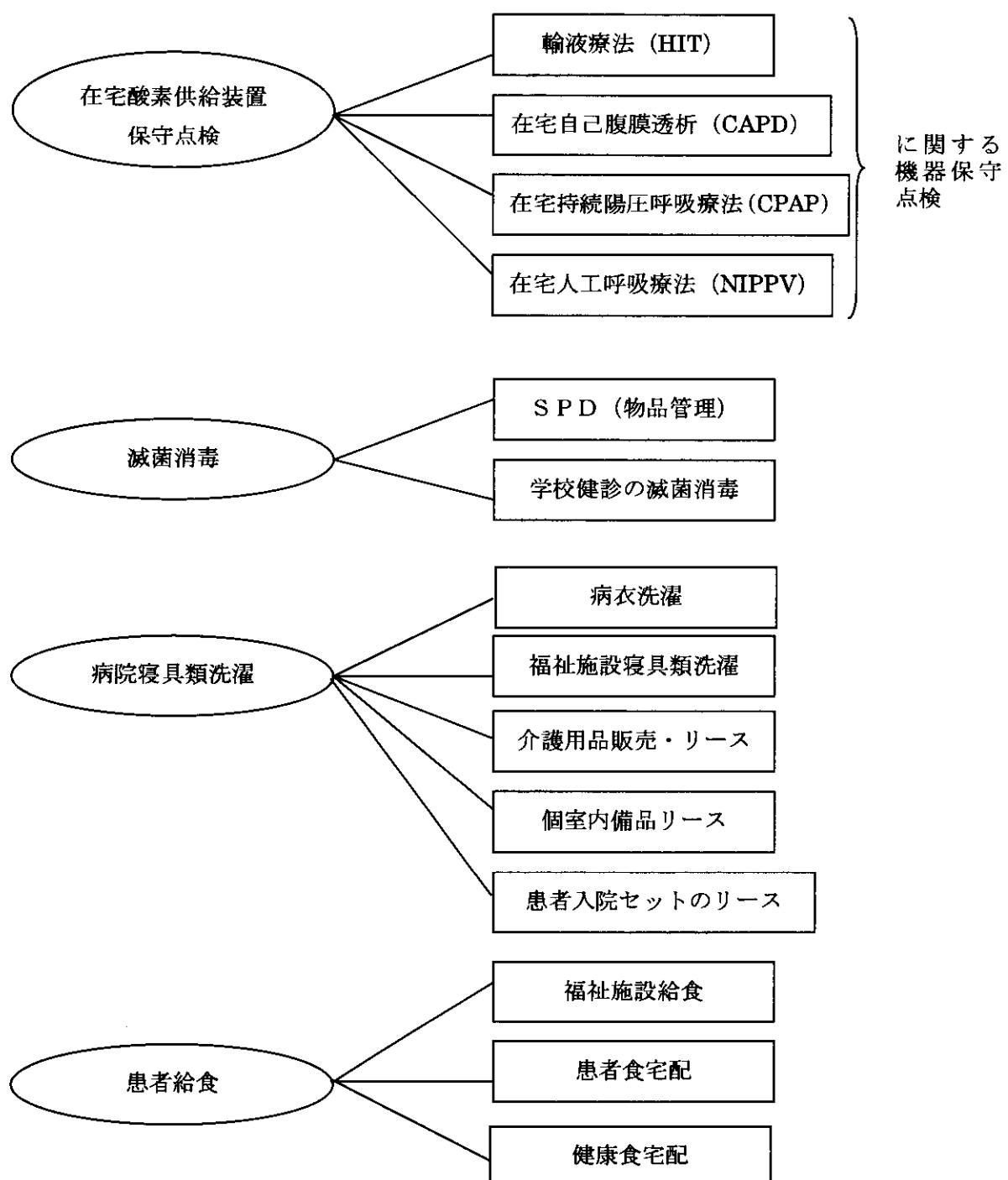
ワタキューグループが手がける医療関連サービス

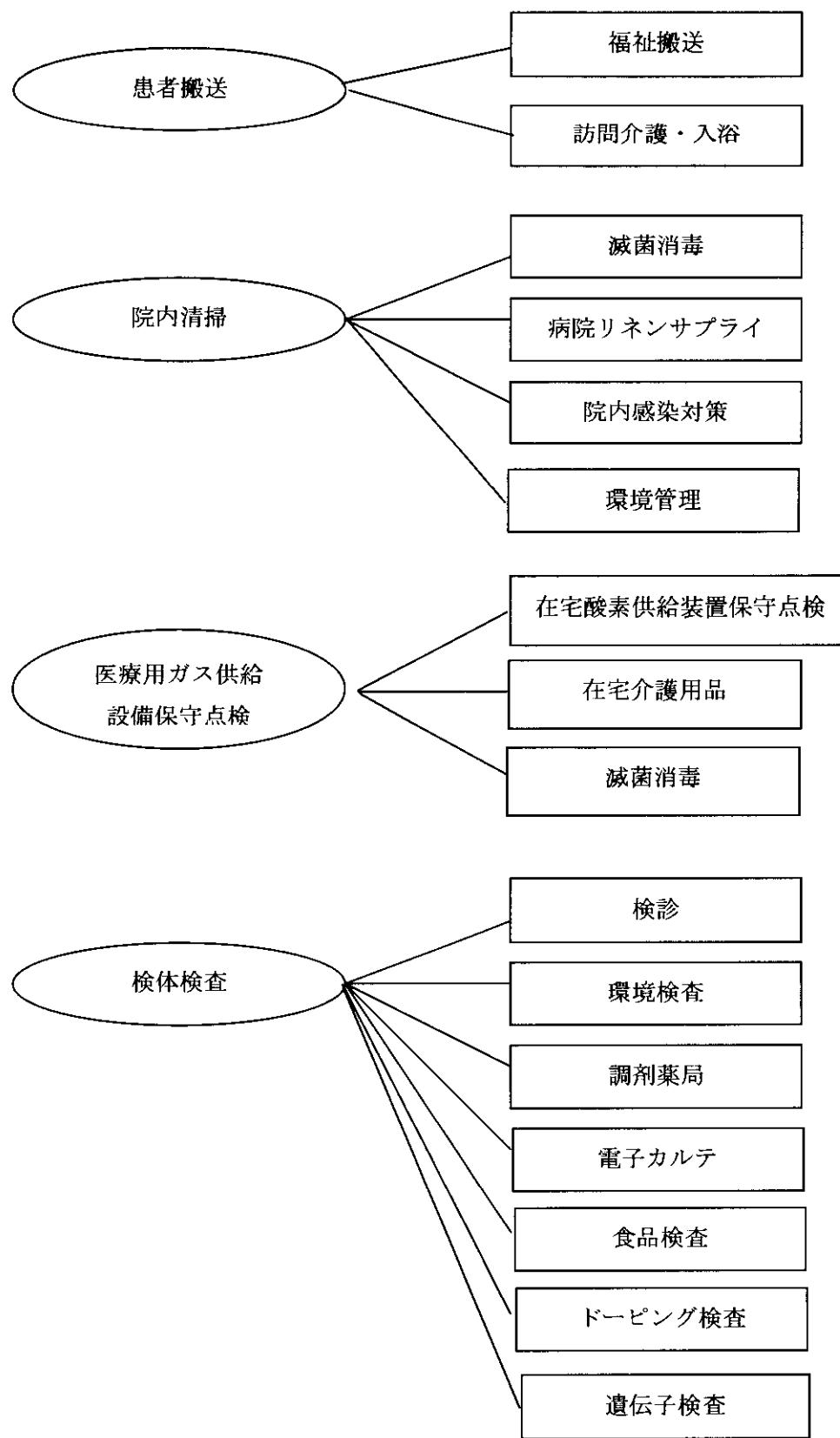
医療関連サービス	介護関連サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・病院寝具リース ・患者給食 ・医療廃棄物処理 ・院内清掃 ・消毒・滅菌 ・調剤薬局 ・院内売店の運営 ・医療業務用品の企画・開発 ・医療施設の設計・コンサルティング など 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具のレンタル・販売 ・高齢者向け住宅改修 ・介護職員研修 ・介護用業務用品の企画・開発 ・福祉施設の設計・コンサルティング ・福祉施設向け給食 など

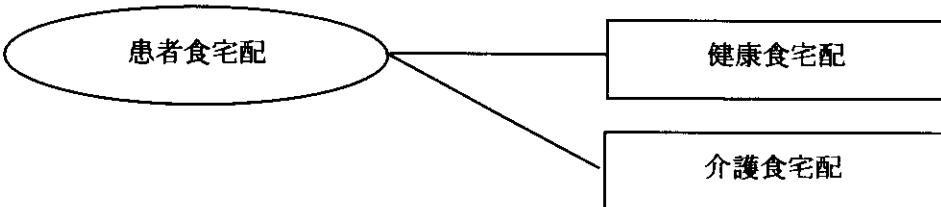
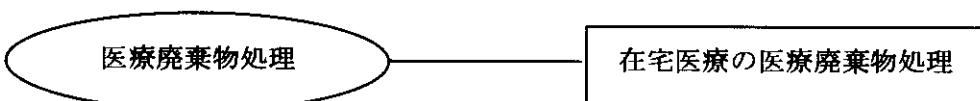
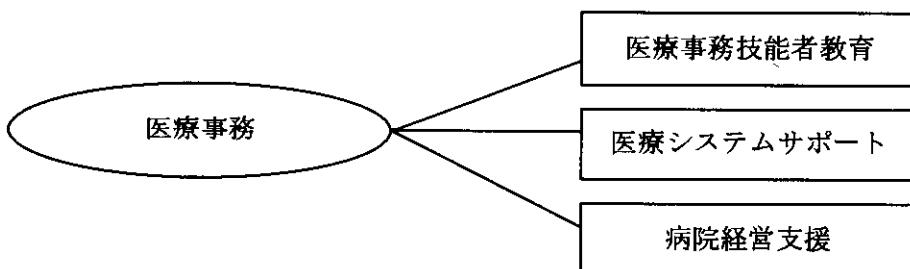
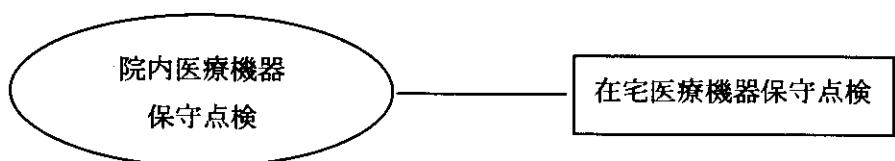
さらに、公表資料、業界ヒアリングなどから、新たに派生している事業を概観したものが下図であるが、この左列は従前からあった医療関連サービスで、その技術・ノウハウ・資源などを応用したり、あるいは付帯するサービスを展開したものを右列に表示している。

たとえば「在宅酸素供給装置保守点検」であれば「在宅人工呼吸療法」など類似・関連の技術をもとに新たなサービスを展開しはじめている。

図表 4 公表資料からみた各種医療関連サービス事業から派生している新たな事業







以上から、医療関連サービスの動きを概観すると、

- ① 医療機関向けサービスの種類・内容の多様化
- ② 顧客対象としてそれまでの中心であった「病院など医療機関」→「介護施設」への拡大
- ③ 医療機関・福祉施設といった「施設」型の顧客→「個人」顧客への拡大

といった流れが見られる。

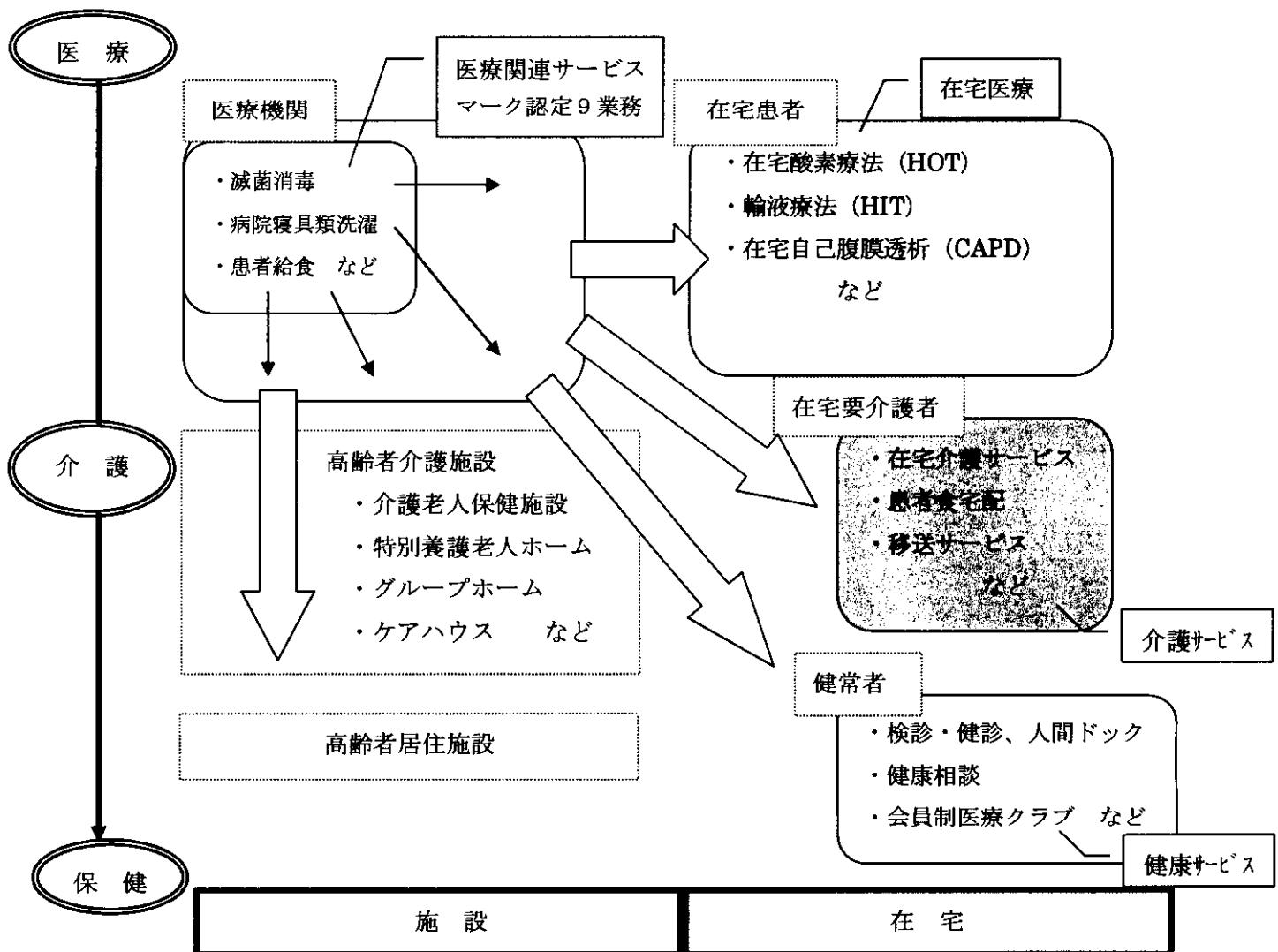
4. 医療関連サービスの枠組

以上をもとに、医療関連サービスの全体像を描くと下図のようになる。前述したように、

- ① 医療機関に対するサービス種類や内容の多様化
- ② 医療で培ったノウハウ・技術・資源などをもとに、事業の拡大
 - ・医療のみならず、介護・保健（健康）分野への拡大
 - ・施設内サービスから個人顧客への拡大

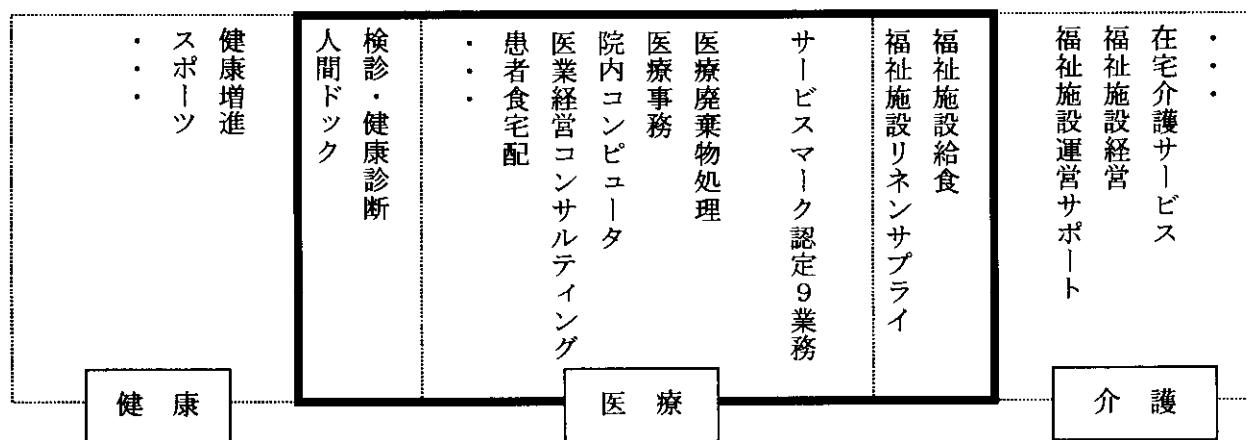
といった動きがみられる。

図表 5 医療関連サービスのフレーム



なお、冒頭に設定した条件である「医療行為に直接・間接的に関係するもの」という大前提をもとにすると、「健康」および「介護」の分野のうち、医療関連サービスに含めるべきサービスは下記の範囲（太枠内）と想定される。

図表 6 医療関連サービスの範囲



第2節 個別業種の整理

第1節で設定した枠組み・範囲に沿って、個別業種を整理したものが以下のとおりである。整理する基準としては、冒頭に掲げた①医療法施行令で定める業種、②その他の医療関連サービスとして医療関連サービス振興会で掲げる業種に加え、③今後日本での出現・伸展が期待される医療関連サービスである。

前述の枠組み・条件設定に従い、介護保険法で定められている業種については、本書でいう医療関連サービスの範囲からは除外してある。

また、健康増進に関するサービス（フィットネスクラブなど）についても除外してある。

図表 7 医療関連サービスの個別業種

①医療法施行令で定める業種 (サービスマーク対象業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅酸素供給装置保守点検 ・病院寝具類洗濯 ・患者搬送 ・検体検査 ・院内医療機器保守点検 ・滅菌消毒 ・患者給食 ・院内清掃 ・医療用ガス供給設備保守点検 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療廃棄物処理 ・院内物品管理 ・患者食宅配 ・医療情報サービス ・緊急通報サービス ・医療事務代行 ・在宅医療サポート ・院内情報コンピュータシステム ・医業経営コンサルティング 	
②その他の医療関連サービスとして医療関連サービス振興会が現 在掲げているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・電子カルテ導入サービス ・教育研修 ・院内環境管理 ・介護食・高齢者食宅配 ・福祉施設寝具類リース ・福祉施設給食 ・人材派遣 ・移送サービス ・会員制医療クラブ 	
③今後日本での出現・伸展が期 待される医療 関連サービス	①②以外の医 療関連サービ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・院内環境管理 ・介護食・高齢者食宅配 ・福祉施設寝具類リース ・福祉施設給食 ・人材派遣 ・移送サービス ・会員制医療クラブ
	介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断、ホーム(郵送)検診 ・健康食宅配
	健康サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・会員制医療クラブ ・など

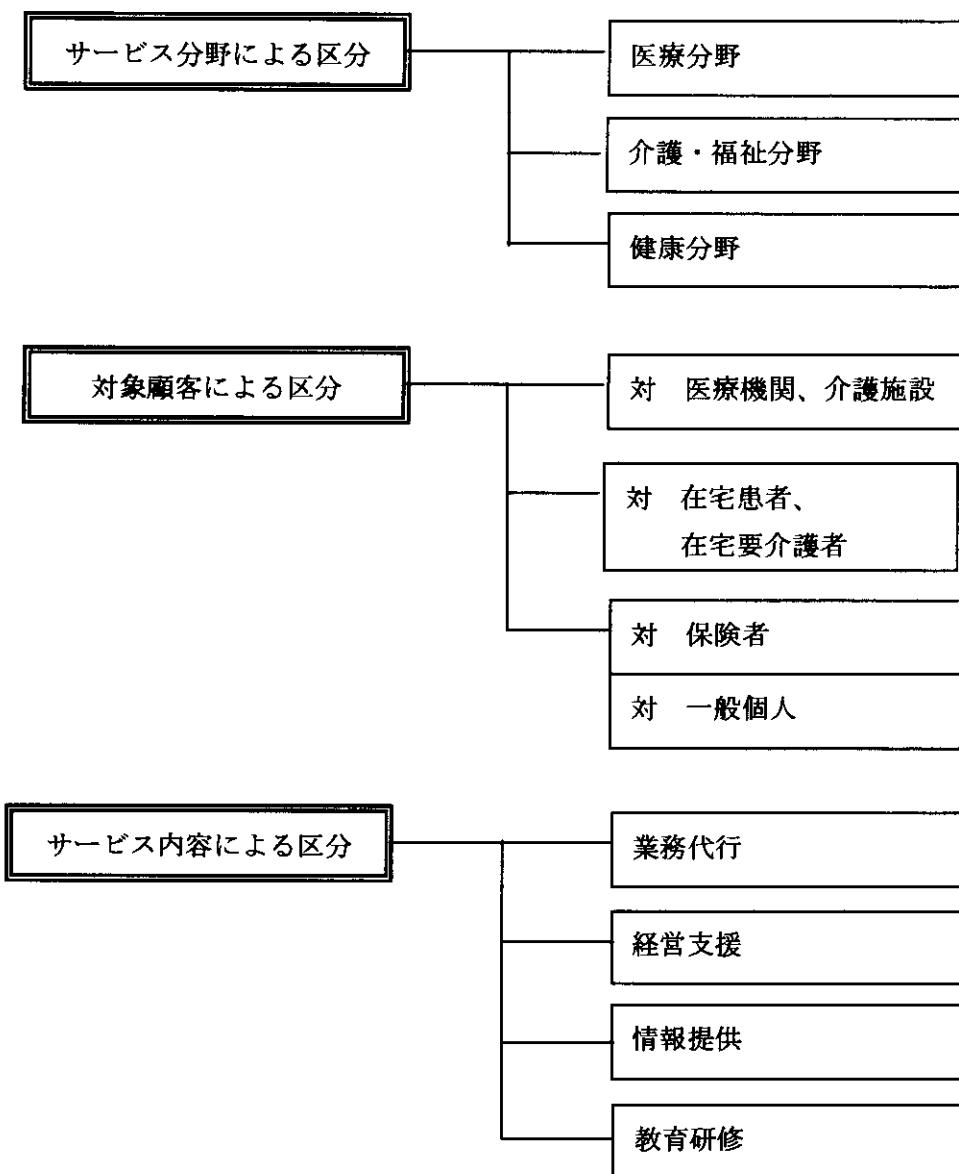
第3節 医療関連サービスの具体的業種と類型化

1. 医療関連サービスの類型化区分

既存文献資料、ヒアリング、関連各社ホームページなどをもとに、医療関連サービスをその事業内容・対象顧客などで分類することを試みた。

分類としては、「サービス分野」「対象顧客」「サービス内容」が掲げられ、具体的には下図のとおりである。

図表 8 医療関連サービスの区分



上記類型区分に、第2節で掲げた個別業種を対応させたものが下図である。

図表9 医療関連サービスの個別業種と類型化

サービス分野	業種	対象顧客				サービス内容			
		病院・施設	在宅患者・在宅要介護者	保険者	一般個人	業務代行	経営支援	情報提供	教育研修
医療 認定9業務 サービスマーク	在宅酸素供給装置保守点検	○	(○)						○
	滅菌消毒	○				○			
	病院寝具類洗濯	○				○			
	患者給食	○				○			
	患者搬送	○	○						○
	院内清掃	○				○			
	医療用ガス供給設備保守点検	○				○			
	検体検査	○				○			
	医療機器保守点検	○	○			○			
それ以外	医療事務代行	○				○			
	在宅医療サポート	○	(○)						○
	医療廃棄物処理	○				○			
	院内情報コンピュータ	○				○			
	医業経営コンサルティング	○					○		
	院内物品管理	○				○			
	医療情報サービス	○	○	○	○		○		
	緊急通報サービス		○		○				○
	患者食宅配		○						○
	教育研修	○				○		○	
介護	福祉施設リネンサプライ	○				○			
	福祉施設給食	○				○			
	高齢者食事宅配			○					○
	移送サービス			○					○
健康	健康診断			○	○				○
	会員制医療クラブ			○	○				○
	食事宅配			○					○